

本文書は、シンガポールで船舶登録を行うためのガイドである。

「シンガポール船舶登記所（SRS）」では、シンガポールの船籍登録を迅速で容易に行うことができる。シンガポール船籍登録を行った場合、いくつかの利点がある。船舶は関連書類を全て提出することにより、2 時間以内に登録することが可能である。また、海外の港に船舶が容易に到着できるように、事前登録を利用することもできる。この項では船舶所有者を対象に、シンガポール国旗の下における船舶登録の方法を案内する。また、船舶所有者は船舶登録前に商船法第 II 部および商船（船舶登録）条例 1996 を参照することが必要である。

- 船舶登録の概要
- 船舶登録のための必須条件
- 仮登録
- 永久登録
- 再登録（所有権の移転また船舶の改造）
- 抵当権登記
- 売渡証の登録
- 登録の終了
- 裸用船
- 追加情報（所有権の共有・抵当権、税免除等）
- 手数料

船舶登録手順概要

シンガポール船舶登記所(SRS)への船舶登録は、下記の 5 つの主要手順に従うだけで行える迅速かつ簡単な手続きである。ここでは、あらゆる種類の船舶の登録の受け付けを行う。

登録手続き

船舶登録手順の概要を下記に示す。

手順 1 - 必須条件

本人、及び本人の船舶が所有者と船舶の必須条件に適合していることを確認する。

手順2 - 船舶登記官への書簡送付

下記の目的のために、船舶登記官に書簡を送付する。

- 選択した[船名](#)の使用許可を得る。
- 船名の保持を要求する場合：
 - その旨を書簡に明白に記載する。
 - 登記所に、保持する名前を引き継ぐ予定の船舶の名前を提出する。
 - [既に登録済みの船名の変更](#)を要求する場合は、その旨を明白に書簡に示す。
- 船舶番号および[呼出符号番号／文字信号](#)を申請する。
 - 申請の書簡に、船舶のトン数を記入する。
- 該当する場合は、[Block Transfer Scheme](#) に従い申請を検討する旨の要求を行う。

手順3 - 文書提出

[仮登録](#)または[永久登録](#)に必要な関連文書を提出する。

手順4 - 手数料の支払い

初回登録[手数料](#)および[年間トン数税](#)の支払いを行う。

手順5 - 船舶登録の完了！

船舶登録が完了すると、「登録証書」および「Carving and Marking Note」が送付される。

[シンガポール船籍登録](#)

- [船舶登録の概要](#)
- [船舶登録の必須条件](#)
- [仮登録](#)
- [永久登録](#)
- [再登録（所有権の変更または船舶の改造）](#)
- [抵当権登記](#)
- [売渡証書の登録](#)
- [登録の終了](#)
- [裸用船](#)
- [追加情報](#)
- [手数料](#)

下記事項が必要となる場合がある。

e-サービス [船舶登録料計算機](#)

関連ページ [船舶の品質登録、シンガポールでの船舶登録](#)

シンガポールで船舶登録するための必須条件

シンガポールで船舶の登録を行う前に、下記の必須条件に適合していることが必要となる。

船舶の所有者

- 下記に該当する者に限り、シンガポール船舶の所有者として登録することができる。
 - シンガポール国籍所有者またはシンガポール永住者
 - シンガポール国内の法人企業－外資系企業もしくは地元企業：
 - 外資系企業とは、シンガポール国内で法人化された企業であり、株式の 50%以上をシンガポール国籍所有者以外の者が所有する企業と定義される。
 - 地元企業とは、シンガポール国内で法人化された企業であり、株式の 50%以上をシンガポール国籍所有者またはその他の地元企業が所有する企業と定義される。
- **外資系企業が船舶を所有する場合**、当該船舶は、下記の条件に適合する場合、シンガポールにおいて登録することができる。
 - 企業が、最低 S\$50,000 の払込済み資本金を有すること。
 - 船舶は、最低 1,600 GT であり、自走式であること。
 - 最低払込済み資本金に関する要件にかかわらず、船舶登記官は、自由裁量により、これらを適用しない場合がある。ただし、企業、および／または、当該関連法人が、既に登録、登録申請、もしくは船舶登記官に登録申請を行う予定である旨を既に報告済みであること、および船舶が、[Block Transfer Scheme](#) のトン数要件に適合していることを条件とする。
 - 船舶がシンガポールから出港する場合、または、シンガポール国内に停泊する場合、場合によっては船舶登記官の完全な自由裁量により、総トン数要件が免除されることがある。所有者は、船舶登記官に免除申請をしなければならない。
- 船舶が**地元企業による所有である場合**、当該企業が最低払込資本要件を満たしている場合、当該船舶をシンガポールで登録することができる。
- **曳航船および荷船を所有する地元企業およびその持ち株会社**について、払込資本は、S\$10,000 を下限とし、当初登録した曳航船および荷船の価値の 10%、または、S\$50,000 のいずれか低い方の金額に設定するものとする。

船舶

- 通常、建造後 17 年以下の船舶について登録を検討するものとする。

シンガポールにおける船舶の仮登録申請手順

船舶は、仮登録される場合がある。

「仮登録証明書」は最大1年間有効であり、延長される可能性はない。船舶は、当該期間終了までに、永久登録に移行しなければならない。移行は、永久登録のために必要な全文書を提出した後に効力を発するものとする。

移行料金は不要である。

下記の文書を仮登録のために提出しなければならない。

- 記入済みの申請用紙（詳細下記）
- 企業の事業プロフィール（詳細下記）

申請用紙

- [仮登録申請用紙](#) をダウンロードし、これに記入する。
 - 船の所有者が**個人である場合**、本人、または本人の指名する代理人が、申請用紙の誓約書に署名を行う。
 - 所有者が**法人である場合**、当該法人の取締役または秘書が、申請用紙に署名を行う。
- 宣誓書は、船舶の法的所有権の取得日、もしくは取得日以降に作成しなければならない。
- 宣誓書は、Director of Marine（海運局長）、船舶検査員、法務官、宣誓管理官または、シンガポール国内で効力を有する法律により宣誓書を受領する権限を与えられた者の面前で作成しなければならない。
- **先日付の登録証書**の申請をする場合、証書受領日から起算して少なくとも3営業日前に、誓約者の署名を除き、記入済みの申請用紙を提出しなければならない。登録日には、誓約者が署名および誓約の日付の認証を行うため立会わなければならない。

事業プロフィール

事業プロフィールには、[Accounting and Corporate Regulatory Authority \(ACRA\)](#)（会社企業規制庁）に提出した企業の詳細事項を記載する。

- 船の**所有者がシンガポールの法人企業である**場合、申請用紙と共に、下記のいずれかの文書を提出しなければならない。
 - ACRA の「インスタント・インフォメーション・サービス」で印刷した企業情報を記載した用紙および、「Certificate of Production of Statement by Computer（コンピューターによる記述作成証明書）」。

提出するコンピューターによる印刷物は、最新のものであるか、あるいは船舶の登録日から起算して最低 3 カ月以内のものでなければならない。（船舶の所有者は、登録を行う際、「船舶登記所」の窓口でコンピューターによる「事業プロフィール」報告書を申請することができる。申請は、船舶登録日から起算して最低 3 営業日前までに行わなければならない。事業プロフィールの印刷を行う際、物品税を含む S\$5.00 が必要となる）。

- 下記全ての「事業プロフィール」の認証済み写し
 - 法人設立証明書
 - 取締役、マネージャー、秘書の詳細事項を記載した年次報告書（最新の年次報告書またはフォーム 49） - 年次報告書は、www.bizfile.gov.sg (iShop@ACRA) から取得可能。
 - 株式割当報告書 - 最新の年次報告書またはフォーム 24) - 年次報告書は、www.bizfile.gov.sg (iShop@ACRA) から取得可能。
- 所有者は、「船舶登記官」に対し、**船に関する全変更事項**を、変更後 30 日以内に通知することが必要である。上記の通知には、全て適切な証拠文書を添付しなければならない。
- **所有者が企業である場合**、直接株主もしくは間接株主に関する情報を提示することが必要である。ただし、シンガポールの国内企業であるか外資系企業であるかを確認するために必要な範囲内の情報でよい。企業名および住所を除き、当該情報の機密性は厳格に保持されるものとする。

代理人の指名

仮登録用申請用紙の誓約書に署名する代理人を指名することができる。代理人の指名を行うために、所有者は、[代理人指名用紙](#)に記入しなければならない。

- **所有所が個人である場合**、代理人を指名することが可能である。所有者は、証人立会いの下で、指名用フォームに署名しなければならない。
- **所有者が企業**であり、仮登録申請用紙に、当該企業の取締役または秘書の署名が存在しない場合は、用紙に署名する代理人を指名しなければならない。代理人の指名は、企業の社印を捺印した文書で行わなければならない。

管理人の指名

船舶管理人は、船舶の管理、具体的には、乗組員、安全性、汚染防止に関する全事項に対して責任を負う。船舶管理人には、船舶に関する全ての連絡が行われる。

所有者は、管理人の指名を行うために[管理人指名用紙](#)に記入しなければならない。

- 所有者は、全シンガポール船舶に関して、シンガポール居住の管理人を指名しなければならない。

- **所有者が個人である**場合、自分自身を管理人として指名することができる。
 - **所有者が企業である**場合、自企業の従業員を管理人として指名することができる。
 - **企業を管理人に指名する**場合、当該企業内で船舶に対する最終責任を負う者の氏名および、企業内での当該人物の役職名を明示しなければならない。
- 管理人の変更を行う場合、船舶の所有者は、新たに申請用紙に記入し、変更後 7 日以内に「[船舶登記官](#)」に提出しなければならない。

所有権証明

所有権の証明として下記の事項が必要となる。

- **新造船**に関しては、「Builder' s Certificate (造船会社の証明書)」の複写
- **既存の船舶**に関しては、売渡証の写し、または、その船舶の旧登録簿の謄本、または、所有権を示すその他同様の文書

船舶の価値

船舶の価値を、提出済みの他の文書（例：売渡証等）に記載されていない場合、所有者は、社用箋を用い、船舶の価値をシンガポールドル（S\$）で申告しなければならない。

トン数証書

全船舶に関して、「商船（トン数）規則」（1969 年国際トン数条約-TM69）の規定に従い、トン数の測定を行わなければならない。

- トン数証書の発行は、MPA の「Shipping Division」もしくは、MPA により権限を付与された船級協会のいずれかが行う。
- 1969 年国際トン数条約」締約国の政府が発行するトン数証書は、仮登録用に限定した上で、受理する場合がある。船舶のトン数証書は、船舶の初回登録日から起算して 1 年以内に、MPA の「Shipping Division」もしくは、権限を付与された船級協会のいずれかで再発行を受けなければならない。純トン数に差異があった場合は、トン数に応じて登録料および支払うべき年間トン数税の調整が行われるものとする。
- シンガポール船舶のトン数は、上述した規則の条項に適合する場合を除き、再測定が行われないことがある。その場合、[再登録／登録更新](#)が必要となる。船舶登録後、実際に船舶を使用する前に改造を行う予定がある場合は、記載トン数が暫定数値である旨を申請用紙に明白に記載する必要がある。
- 新造船の場合、MPA の「Shipping division」もしくは、認定船級協会のいずれかが発行する暫定的なトン数証書が必要となる。

船級証書

- [権限を付与された船級協会](#)が発行する船級証書の写しを、耐航性を示す証拠として受理することがある。
 - **新造船**については、仮船級証書または「statement of entry（登録申請声明文）」が必要である。
 - **既存の船舶**に関しては、船級維持声明が必要である。

仮登録の承認

- 上記の条件を満たした上で、登録証書および「Carving and Marking Note」が発行される。
- 「**Carving and Marking Note**」は、MPA の「Shipping Division」または権限を付与された船級協会の調査員の認証を受け、発行日から起算して 30 日以内に登記所に返却する必要がある。

必要文書の確認表

船舶の仮登録用の全関連文書がそろっているかどうか確認するために、この[確認表](#)をご利用ください。

[シンガポール船籍登録](#)

- [船舶登録の概要](#)
- [船舶登録の必須条件](#)
- [仮登録](#)
- [永久登録](#)
- [再登録（所有権の変更または船舶の改造）](#)
- [抵当権登記](#)
- [売渡証の登録](#)
- [登録の終了](#)
- [裸用船](#)
- [追加情報](#)
- [手数料](#)

下記事項が必要となる場合がある。

フォーム [フォーム 49](#)、[フォーム 24](#)、[シンガポール船舶としての登録申請](#)

フォーム [代理人の指名](#)、[管理人の指名](#)、[船舶登録のための提出文書の確認表](#)

関連情報（会計企業規制庁）

シンガポールにおける船舶の永久登録手順

[仮登録](#)に必要な文書に加え、下記の文書を提出することにより、船舶の永久登録、もしくは、永久登録への移行ができる。

所有権証明

- 所有権証明書の元本が必要である。
 - **新造船**に関しては、「Builder's Certificate（造船会社の証明書）」が必要である。
 - **既存の船舶**に関しては、売渡証、**および**、船舶の旧登録簿の認証済み謄本、もしくは、以前の所有権を示すその他同様の文書が必要である。
- **所有権に、介在する変更**がある場合は、介在する全ての売渡証も同様に提出しなければならない。この場合、所有権が継続されていなければならない。
- **シンガポール国外で作成した全ての「Builder's Certificate（造船会社の証明書）」または、売渡証は、公証**および認定を受けなければならない。作成者はシンガポールの者でないが文書はシンガポール国内で作成するという場合には、作成者による確認書、もしくは、当該文書の公証が必要となる。
- 船舶の所有者の責任において、売渡証または「Builder's Certificate（造船会社の証明書）」が適切に作成されたものであり、譲渡可能な権限を持つものであることを必ず確認しなければならない。
- 所有権証明書の原本は、副本と共に提出しなければならない。原本は、登録手続き完了後に、裏書きと共に返却されるものとする。

トン数証書

- MPA の「Shipping Division」、権限を付与された船級協会のいずれかが発行する満期のトン数証書の写しが必要である。
 - 全船舶に関して、「商船（トン数）規則」（1969年国際トン数条約-TM69）の条項に従い、トン数の測定を行わなければならない。

船級証書

- [権限を付与された船級協会](#)のいずれかが発行する満期の船級証書の写しを、耐航性を示す証拠として受理する場合がある。

法定証書

- 該当する場合、所有者は、下記に示す船舶に関する有効な法定証書の写しを提示しなければならない。
 - 旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線電信／無線電話証書

- 国際満載喫水船証書／シンガポール乾舷証書
- 国際／シンガポール油汚染防止証書
- 有毒液体物質汚染防止証書
- 適合証書
- 30 マイル／港域旅客船安全証書
- 準拠文書
- 安全管理証書
- 国際船舶保安証書（ISS）
- これらの証書は、MPA の「Shipping Division」もしくは、公認船級協会のいずれかが発行したものでなければならない。

旧登録抹消の証明

- **船舶が、その時期を問わず、他国での登録歴がある**場合は、当該登録が抹消されたことを示す証拠が必要となる。
 - 削除証明書または「終了」と記載された旧登録簿が証拠となる。
 - 原本が必要である。
- 必須条件に適合していないことを理由に**旧登録簿から削除された船舶**は、登録が認められないものとする。

認証済み「Carving and Marking Note」

MPA の「Shipping Division」もしくは、権限を付与された船級協会のいずれかの調査員が認証した「Carving and Marking Note」は、発行後 30 日以内に登記所に返却しなければならない。

登録の承諾

- 全ての手続きが完了した時点で、船舶は「永久登録」に移行し、登録証書が発行される。
- 本移行に関する料金は発生しない。
- 船舶の管理人には、「仮登録証書」と引き換えに「永久登録証書」を受け取る旨の連絡が、ファックスで伝達される。
- 受取時に管理人が「仮登録証書」を提示することが不可能な場合は、30 日以内に「仮登録証書」を返還する旨を示す正式な書簡を提示することもできる。

必要文書の確認表

船舶の仮登録に必要な全ての関連文書がそろっているかどうか確認するために、この[確認表](#)をご利用ください。

シンガポール船籍登録

- [船籍登録の概要](#)
- [船舶登録の必須条件](#)
- [仮登録](#)
- [永久登録](#)
- [再登録（所有権の変更または船舶の改造）](#)
- [抵当権登記](#)
- [売渡証の登録](#)
- [登録の終了](#)
- [裸用船](#)
- [追加情報](#)
- [手数料](#)

下記事項が必要となる場合がある。

フォーム [船舶登録のために提出する文書の確認表](#)

船舶の再登録手順（所有権の変更または船の改造時）

船舶の所有権に変更があった場合もしくは船舶に主要な改造を行った場合は、再登録が必要となる。

所有権の変更

新規所有者は、[登録の必須条件](#) を満たさなければならない。

所有権変更時の再登録手順

- 必要な場合、[船名](#)の使用許可の取得
- [申請用紙](#)のダウンロードおよび記入済み用紙の提出
- 下記の文書の提出。
 - 企業の詳細事項を記載した事業プロフィール報告書
 - 必要な場合は、記入済み[代理人指名用申請用紙](#)
 - 必要な場合は、記入済み[管理人指名用申請用紙](#)
 - 記入済み[売渡証](#)
 - 該当する場合は、船名の変更を示す認証済みの「Carving and Marking Note」
 - 売渡証に記載がない場合は、船舶の価値をシンガポールドル（S\$）表記で示した文書
- 下記**両**事項の支払いを行う。
 - 下限 S\$1,250、上限 S\$6,000 として、純トン数 1 トンにつき S\$1.25 の再登録料（トン数の最近似値）
 - 下限 S\$100（純トン数 500 トン）、上限 S\$10,000.00（純トン数 50,000 トン）として、純トン数 1 トンにつき S\$0.20 の年間トン数税（トン数の最近似値）

船舶の改造

- 船舶は、下記のいずれかに変更がある場合、再登録を行う必要がある。
 - 船内の空間の全長、全幅、奥行き、面積に影響を及ぼす船体または構造
 - 推進方法
 - 船舶に「登録証書」の記載内容と現在一致しない点がある場合
- 船舶に改造または変更を行う前に、具体的な事項について船舶登記官の助言を求めることを推奨する。

船舶改造後の再登録手順

- [申請用紙](#)をダウンロードし、記入済み用紙を提出する。
- 下記の文書を提出する。
 - 必要な場合は、記入済みの [代理人指名用申請用紙](#)
 - 必要な場合は、記入済みの [管理人指名用申請用紙](#)
 - トン数の変更がある場合は、トン数証書
 - 耐航性を示す証拠
 - 該当する場合は、船名の変更を示す認証済み「Carving and Marking Note」
- 下記**両**事項の支払いを行う。
 - 下限 S\$100 (500 NT)、上限 S\$10,000 (50,000 NT) として、純トン数 (NT) 1 トンにつき S\$0.20 の年間トン数税
 - 再登録料

$S\$2.50 \times (NT_a - NT_o)$ または、 $S\$50,000 - 2.50 \times NT$
最低 S\$1,250 とし、いずれか金額の低い方を支払う。

NT_a = 改造後の NT

NT_o = 前回登録時の NT (初回登録時または前回の再登録時)

仮登録の承認

- 全ての手続きが完了した後、登録証書が発行される。
- 旧登録証書は、新規登録証書の発行日から起算して 30 日以内に、「船舶登記所」に返還するか、もしくは返還手続きを開始しなければならない。

船舶抵当権登記手順

登記簿への抵当権登記

- 船舶の抵当権は、抵当証券（「[シンガポール船舶登記所](#)」で入手できる所定の書式によるもの）の提示により、船舶登録後、すみやかに登記簿に登録することができる。
- 所有権証明書の原本が未提出の仮登録の船舶の場合、抵当権者が原本の提示を行い、実際に確認を行った時点で初めて抵当権の登記が行われる。

手数料

- 抵当権の登記および移転には料金が必要である。船舶の総トン数または持分により課せられる金額が決定され、総トン数 100 トンにつき、または、一持分につき S\$48 プラス S\$1 の手数料が課せられる。この額に対して、通常の物品サービス税 (GST) が課税される (現在の GST は 7%)。
- 抵当権の消滅には、料金は不要である。

登記時間

- 営業時間は、月曜から金曜日の午前 8 時から午後 5 時 30 分までとする。
- 営業時間以降に抵当権の登記または消滅を要求する場合は、船舶登記所の係員に事前予約を行わなければならない。

売渡証の登録手順

シンガポール船舶またはその持分の所有権の移転があった場合は、売渡証を作成する。売渡証は、所有権の変更による船舶の再登録を行う際に提示しなければならない。

- [売渡証](#)をダウンロードし、記入する。
- 登録を行うためには、シンガポール船舶またはその持分の移転を行うための全売渡証の提出が必要である。売渡証が二つ以上存在する場合は、提出順に登録が行われる。
- **譲受人が、シンガポール船舶の所有資格を持つ個人である場合** ([船舶登録の必須条件](#)を参照のこと)：
 - 売渡証は、所定の書式を用いなければならない。
 - 売渡証 (売渡証が二つ以上存在する場合は、最初のもの) の登録が行われた日から起算して 60 日以内に、船舶の再登録を行わなければならない。再登録を怠った場合は、法の運用により登録が終結する。
 - 存続する抵当権 (抵当権者が書面による合意を行っていない場合を除き)、未払いの料金、船長または船員の支払備金、もしくは、船舶の取り扱いを禁止する裁判所命令が存在する場合は、売渡証の登録は行われない。
- **譲受人が [シンガポール船舶の所有資格を持つ者以外の場合](#)：**
 - 売渡証の登録により、登録が終了するものとする。
 - 登録証書が未提出の場合、売渡証の登録日から起算して 60 日以内に登録証書を提出しなければならない。

- 存続する抵当権（抵当権者からの書面による合意がない場合）、未払いの料金、船長または船員の支払備金、もしくは、船舶の取り扱いを禁止する裁判所命令が存在する場合には、売渡証の登録は行われない。
- 売渡証の登録には、S\$50 の手数料を支払うものとする。

船舶登録の終了手順

- 船舶登録の終了を希望する所有者は、下記事項が存在しないことを必ず確認しなければならない。
 - 未消滅の抵当権
 - 船舶またはその持分の取り扱いを禁じる裁判所命令
 - 未払いの年間トン数税、または、その他の料金
 - 船長または船員の支払備金
- **下記の全文書を提出しなければならない。**
 - 登録予定港および登録予定国を述べた申請書、それらがいない場合（船舶をまた登録する予定がない場合、例：廃棄、運航休止、全損等）はその旨を示したもの、および、終了理由を示す申請書。
 - 登録証書の原本、または、30 日以内に登録証書を送付する旨を記した書簡。船舶登録は、これを受領するまで終了しないものとする。
 - 販売が介在する場合は、登録用[売渡証](#)の原本
- 船舶が損害（実際の損害または推定損害）、焼失、破壊を被った場合、船舶の所有者は、即座に「[船舶登記官](#)」までその旨を報告しなければならない。

必要文書の確認表

船舶登録の終了に必要な全関連文書がそろっているかどうか確認するために、この[確認表](#)をご利用ください。

シンガポール船籍登録

- [船舶登録の概要](#)
- [船舶登録の必須条件](#)
- [仮登録](#)
- [永久登録](#)
- [再登録（所有権の変更または船舶の改造）](#)
- [抵当権登記](#)
- [売渡証の登録](#)
- [登録の終了](#)

- [裸用船](#)
- [追加情報](#)
- [手数料](#)

下記事項が必要になる場合がある。

フォーム [船舶登録の終了のために提出する文書の確認表](#)

裸用船の貸し出しに関する手順

裸用船の貸し出しとは、規定された期間における船舶の賃貸借をいい、当該期間は、用船主が船舶の所持と管理を行う。また、用船主が船長および船員を指名する権利を持つ。

シンガポール船舶は、裸用船貸出人の名目で、シンガポール国外への貸出、または、シンガポール国外での登録を行うことができる。

貸出期間中、船舶のシンガポール登録は、一時停止する必要がある。

一時停止申請

一時停止申請は、船舶の所有者または、所有者により権限を付与された者が行わなければならない。

- [登録一時停止申請用紙](#)をダウンロードし記入する。
- 下記の文書を提出する。
 - 用船契約書の認証済み写し
 - 登録簿の認証済み謄本、または、裸用船の登録を示す同様の文書
 - 船舶に対するシンガポール船舶登記所の証書
- 申請料は、S\$1,250 である。
- 登録簿の認証済み謄本／裸用船の登録を示す同様の文書、およびシンガポール船舶登記所の証書等の必要文書を申請時に提出していない場合、登録は暫定的に一時停止される場合がある。その後、暫定的に一時停止となった日から起算して 60 日以内に、これらの文書を提出しなければならない。提出を怠った場合は、暫定的一時停止処置が失効することとなる。

一時停止の延長申請

一時停止期間は、新たな申請書の提出により延長することができる。

- [登録一時停止延長申請用紙](#)をダウンロードし、記入後に提出する。
- 下記の文書を提出する。
 - 延長または新規用船契約を示す文書の認証済み写し
 - 登録簿の認証済み謄本または裸用船登録の延長を示す同様の文書

- 一時停止の延長申請料は、S\$1,250 である。

再開申請

申請を行うことにより、一時停止しているシンガポール船舶の登録を再開することができる。

- [一時停止中の登録の再開申請用紙](#)をダウンロードし、記入後に提出する。
- 下記の文書を提出する。
 - 終了証明書または、裸用船登録に関する同様の文書
 - 船級が維持されている旨を記した船級協会による声明文
 - 有効な法定証明書の写し
- 再開申請料は、S\$1,250 である。
- 申請時に、終了証明書／裸用船登録に関する同様の文書を提出していない場合、再開は暫定的なものとなる。その後、60 日以内にこれらの文書を提出しなければならない。提出を怠った場合、暫定的な再開は失効となる。
- 一時停止期間の終了後 60 日以内に、一時停止されたシンガポール船舶の登録の再開を求める申請を行わなかった場合、もしくは、暫定的な再開処置の効力が失われた場合は、存続する抵当権を除いて、船舶の登録が自動的に終了される。

一時停止期間中に適用される規則

シンガポール船舶の登録の一時停止期間中、下記の場合を除き、[Merchant Shipping Act](#)（商船法）の条項および規則は、船舶への適用を停止する。

- 商船法第二章（Part II）の船舶の抵当権および所有権に関する条項
- 船舶登録に関する条項
- 船舶の年間トン数税の支払いの継続に関する条項
-

[シンガポール船籍登録](#) [船舶登録の概要](#)

- [船舶登録の必須条件](#)
- [仮登録](#)
- [永久登録](#)
- [再登録（所有権の変更または船舶の改造）](#)
- [抵当権登記](#)
- [売渡証の登録](#)
- [登録の終了](#)
- [裸用船](#)

- [追加情報](#)
- [手数料](#)

下記事項が必要となる場合がある。

フォーム [シンガポール船舶登録の一時停止申請](#)

フォーム [シンガポール船舶登録一時停止の延長申請](#)

フォーム [シンガポール船舶登録の再開申請](#)

法律 [Merchant Shipping Act \(商船法\)](#)

船舶登録に関する追加情報（例：所有権の分割、抵当権、免税、その他）

船舶登録に関する追加情報は、以下から確認することができる。

- [船名](#)
- [船名の保持](#)
- [船名の変更](#)
- [呼出符号／文字信号](#)
- [Block Transfer Scheme](#)
- [手数料](#)
- [年間トン数税](#)
- [船舶の所有権と持分](#)
- [抵当権の順位](#)
- [認証済み英訳](#)
- [委任状の使用](#)
- [免税](#)
- [漁船、木船、水中翼船](#)
- [権限を付与された船級協会](#)
- [船舶登記官連絡先](#)

船名

- シンガポール船舶に使用する名前はすべて、権限を有する機関により承認を受けなければならない。これは、前回の登録時から船名の変更が行われていない場合にも該当する。
- 船名の申請は、その名前が使用できない可能性があることも考慮して、2週間前に行わなければならない。
- 二つ以上の名前を提出することもできるが、名前の希望順位を明白に記入しなければならない。
- 承諾された名前の有効期間は1年間とする。

船名の保持

- シンガポール船舶の所有者は、代替船が使用できるように、既存名を10年間保持することができる。
- 船舶登記所に、既存の名前を引き継ぐ予定の代替船の名前を提示する。

船名の変更

- 既に登録した（または、シンガポール船舶として登録する予定の）船名を変更するには、船舶登記官の承諾を求めなければならない。

- 新規の前が承諾されると、登記所から「登録証書」および「Carving and Marking Note」用の変更伝票が発行される。
- **「Carving and Marking Note」は**、船舶の船級協会の認証を受け、発行日から起算して 30 日以内に登記所に返還しなければならない。
- 船名の変更の承諾を受けるには、S\$26 の手数料が必要となる。

呼出符号／文字信号

- 申請書簡に船舶の総トン数を明白に記載する。
- 船舶に無線局を設置する場合、または、設置の必要性がある場合、
 - 船舶の所有者は、呼出符号／文字信号を受けた後に、[Infocomm Development Authority of Singapore \(IDA\)](#) (シンガポール情報通信開発庁) に、船舶無線局の使用許諾を申請しなければならない。
 - [GMDSS](#) が設置された船舶は、[Singapore Telecommunications Limited](#) (シンガポール・テレコム) の International Mobile Services Department (国際移動業務部) から海上移動業務識別コード (MMSI) を取得しなければならない。

Block Transfer Scheme

- 「Block Transfer Scheme」は、相当期間、下記の基準に適合する登録船舶の所有者に適用される。
 - 合計トン数 40,000 NT の船舶二隻
 - 合計トン数 30,000 NT の船舶三隻
 - 合計トン数 20,000 NT の船舶四隻
 - 合計トン数に関係なく、船舶五隻
- 所有者は、最初の船舶登録を行う前に、「**Block Transfer Scheme**」の適用を求める書簡を提出しなければならない。
- 所有者は、船舶の総数および各船舶の純トン数、各船舶のおおよその登録日を明白に記さなければならない。

手数料

- **通常登録の手数料**は、純トン数 (NT) 1 トンにつき S\$2.50 とし、トン数の最近似値に、下限 S\$1,250 (500 NT)、上限 S\$50,000 (20,000 NT) の額が課せられる。
- 「Block Transfer Scheme」による登録料は、純トン数 (NT) 1 トンにつき S\$0.50 とし、一隻につき下限 S\$1,250 (2,500 NT)、上限 S\$20,000 (40,000 NT) の額 が課せられる。
- その他の手数料に関して、[手数料](#)の完全なリストを参照のこと。

年間トン数税

- 年間トン数税は、純トン数 (NT) 1 トンにつき S\$0.20 とし、トン数の最近似値に、下限 S\$100 (500 NT)、上限 S\$10,000 (50,000 NT)の額が課せられる。
- 年間トン数税は、初回登録時または再登録時に支払わなければならない。その後は毎年、初回登録日または再登録日と同一の日付の日、または、場合によってはその日付以前に、支払わなければならない。
- 理由の如何を問わず、税金の支払いを行った年に船舶登録を終了した場合には、税金の還付は行われない。

船舶の所有権と持分

- 個人または、シンガポールで法人化された企業に限定し、船舶または船舶の一部に対する、単独所有者または共同の所有者として登録することができる。
- 船舶の分割所有部の所有権の、登録は行わないものとする。
- 五人または五社を超えない数の個人または企業が、船舶または船舶の一部の共同所有者として登録することができる。
- シンガポール船舶の所有権は何分割してもかまわず、分割数は、船舶の再登録を行わない限り変更されない。特に問題がなければ、所有者に対して、船舶を 64 分割する旨の助言が行われる。

抵当の先取権

- 同等の船舶または持分に、存続する抵当権が二つ以上存在する場合は、いかなる明白または黙示の通知もしくは推定通知があつたとしても、各抵当権自体の日付ではなく、各抵当権が登記簿に記された登記日時に従って、抵当権者の優先順位を付ける資格がある。

認証済み英訳

- 船舶登記官に提出する文書は全て、必ず英語であること。
- 文書が英語以外の場合は、認証済みの英訳を添付しなければならない。

委任状の使用

- 売渡証、抵当権、抵当権の移転または消滅を示す文書は、法律に従い指名された弁護士が作成することができる。
- シンガポール国外で作成した委任状は、公証と認証を受けなければならない。
- 作成者がシンガポール人ではなく、文書をシンガポール国内で作成する場合は、作成者による確認書または公証が必要となる。その場合、原本および副本を提出しなければならない。原本は処理の完了後に返却されるものとする。

- 抵当権が消滅した場合に限定し、委任状の認証済みの正謄本を受領することもできる。

免税

- シンガポール船舶の運用による利益に関しては、シンガポールの所得税が免除される。
- シンガポール航洋船による、国際水域における乗客、郵便物、家畜、物品の輸送による収益および、シンガポール航洋船舶の貸し出しによる収益には、免税が適用される。

本事項については、下記の連絡先まで直接お問い合わせください。

The Commissioner of Inland Revenue
Inland Revenue Authority of Singapore
55 Newton Road, Revenue House
Singapore 307987
電話：1800-3568622
ウェブサイト：<http://iras.gov.sg>

漁船、木船、水中翼船

漁船、木船、水中翼船の登録は受理しないものとする。

権限を付与された船級協会

- 下記の船級協会は、シンガポール共和国政府の代理として、シンガポール船舶のトン数の調査、認証、測定を行い、船舶の安全な運用および汚染防止のための国際管理コード（ISM コード）に関する監査および認証を行う権限を有する。
 - アメリカ船級協会（ABS）
 - ビューロ・ベリタス（BV）
 - 中国船級協会（CCS）
 - デット・ノルスケ・ベリタス（DNV）
 - ドイツ・ロイド船級協会（GL）
 - 韓国船級協会（KRS）
 - ロイド船級協会（LRS）
 - 日本海事協会（NKK）
 - イタリア船級協会（RINA）

- 上記全ての船級協会は、認定保安団体（RSO）の認可団体である。

船舶登記官の連絡先

[ここをクリック](#)

シンガポール船籍登録

- [船舶登録の概要](#)
- [船舶登録の必須条件](#)
- [仮登録](#)
- [永久登録](#)
- [再登録（所有権の変更または船舶の改造）](#)
- [抵当権登記](#)
- [売渡証の登録](#)
- [登録の終了](#)
- [裸用船](#)
- [追加情報](#)
- [手数料](#)

下記事項が必要となる場合がある。

関連ページ [GMDSS](#)

関連情報 [シンガポール情報通信開発庁（IDA）、Singapore Telecommunications Limited（シンガポールテレコム）、シンガポール歳入庁](#)

各種手数料のリスト

下記の料金は、シンガポールドル (S\$) 表記である。

船舶登録料の迅速な計算には、簡易迅速な船舶[登録料計算機](#)をご利用ください。

初回登録料

純トン数 (NT) 1 トンにつき S\$2.50 とし、下限 S\$1,250 (500 NT)、上限 S\$50,000 (20,000 NT)の額が課せられる。

Block Transfer Scheme

純トン数 (NT) 1 トンにつき S\$0.50 とし、一隻につき下限 S\$1,250、上限 S\$20,000 の額が課せられる。

所有権の変更に伴う再登録

純トン数 (NT) 1 トンにつき S\$1.25 とし、下限 S\$1,250 (1,000 NT)、上限 S\$6,000 (4,800 NT)の額が課せられる。

船舶の改造に伴う再登録

$S\$2.50 \times (NT_a - NT_o)$ または $S\$50,000 - S\$2.50 \times NT_o$

最低 S\$1,250 とし、いずれか少ない金額が課せられる。

NT_a = 改造後の NT

NT_o = 以前の登録時の NT (初回登録時または前回の再登録時)

年間トン数税

純トン数 (NT) 1 トンにつき S\$0.20 とし、下限 S\$100 (500 NT)、上限 S\$10,000 (50,000 NT)の額が課税される。

一時停止／一時停止の延長／登録の再開／裸用船

申請 1 件につき S\$1,250

抵当権の登記および移転

100 GT または、その一持分につき S\$48 プラス S\$1 (7%の物品サービス税が課税される。)

娯楽船の初回登録

登録 1 件につき S\$200

娯楽船登録の年次更新

S\$50

船舶登録の調査

調査 1 件につき S\$10 (7%の物品サービス税の課税)

船舶登録簿の認証済み謄本

謄本 1 本につき S\$14 (7%の物品サービス税の課税)

船舶登録証書の交換

交換の写し 1 枚につき S\$30 (7%の物品サービス税の課税)

船名変更の申請

変更 1 件につき S\$26

登録簿および／または登録証書における船舶の詳細事項の修正

修正 1 件につき S\$14

売渡証の登録

登録 1 件につき S\$50

証書の抹消

証書一枚につき S\$14

事業プロフィールの印刷

企業 1 社分につき S\$5

船舶履歴記録 (CSR)

CSR 一枚につき S\$45

シンガポール船籍登録

- [船舶登録の概要](#)
- [船舶登録の必須条件](#)
- [仮登録](#)
- [永久登録](#)
- [再登録（所有権の変更または船舶の改造）](#)
- [抵当権登記](#)
- [売渡証の登録](#)
- [登録の終了](#)
- [裸用船](#)
- [追加情報](#)
- [手数料](#)

下記事項が必要となる場合がある

e-サービス [船舶登録料計算機](#)